

文 教 厚 生 委 員 会 記 録
＜ 第 1 号 ＞

平成22年第4回沖縄県議会（9月定例会）

平成22年9月22日（水曜日）

沖 縄 県 議 会

文教厚生委員会記録<第1号>

開会の日時

年月日 平成22年9月22日 水曜日
開 会 午前10時1分
散 会 午前11時28分

場 所

第2委員会室

議 題

- 1 教育及び学術文化について（女子中学生集団暴行事件について）
- 2 参考人招致について（県立浦添看護学校の県立としての存続について）（追加議題）

出席委員

委員 長	赤 嶺	昇 君
副委員 長	西 銘	純 恵 さん
委 員	桑 江	朝千夫 君
委 員	佐喜真	淳 君
委 員	仲 田	弘 毅 君
委 員	翁 長	政 俊 君
委 員	仲 村	未 央 さん
委 員	渡嘉敷	喜代子 さん
委 員	上 原	章 君
委 員	奥 平	一 夫 君
委 員	比 嘉	京 子 さん

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

教	育	長	金	武	正八郎	君
義	務	教	上	原	敏彦	君
警察本部	生活安全部	少年課長	平	良	英喜	君
警察本部	刑事部	捜査第一課次席	幸	喜	一史	君

○赤嶺昇委員長 ただいまから、文教厚生委員会を開催いたします。

本委員会所管事務調査事項教育及び学術文化についてに係る女子中学生集団暴行事件についてを議題といたします。

本日の説明員として、教育長の出席を求めています。

それでは、本事件の概要について説明を求めます。

金武正八郎教育長。

○金武正八郎教育長 女子中学生への集団暴行事件についての御説明を申し上げます。

今回、沖縄本島南部地域において起こりました女子中学生への集団暴行事件について、大きな衝撃を受けるとともに強い憤りを感じております。このような人権を踏みにじるような行為は絶対に許されるものではなく、結果として事件の防止ができなかったことはまことに残念でなりません。事件の翌日にみずから命を絶った女子生徒の御冥福をお祈りするとともに、御家族に対し心からお悔やみを申し上げます。

さて、本事件について概要及び県教育委員会の対応等を御説明申し上げます。県警察本部の発表によりますと、暴行事件の発生は平成22年7月11日午前7時

30分から午前10時13分ごろの間で、発生場所は沖縄本島所在の公衆トイレであります。被害関係者からの情報提供により発覚しております。概要については、被疑者等は共謀の上、先ほど申し述べました発生日時、場所において、泥酔のため抵抗不能の状態にある被害者を乱暴したものであります。被疑者については、19歳の少年2名を9月3日に逮捕し、その後、9月19日に17歳の少年を逮捕したとのことであります。

以上が、警察の公表による事件の概要であります。

また、女生徒が自殺したことについては、7月13日に女生徒が通う中学校から第一報の報告として、当該教育委員会及び教育事務所を経て上がってまいりました。7月13日の朝、女生徒の母親が学校に連絡し、学校側は把握したということであります。自殺の原因については、遺書なども残されていないことから不明ということでありました。本事件を受け、県教育委員会としましては、昨日、指導4課の課長、沖縄本島内の教育事務所長、小学校、中学校、高等学校の校長会会長、当該教育委員会教育長等による緊急会議を開催し、今後、取り組むべきこと等についての意見交換を行いました。今後、このような痛ましい事件が繰り返されないためには、学校、家庭、地域社会はもとより子供にかかわる関係機関、団体等が連携、協力し、児童生徒の健全育成のための取り組みのさらなる強化を図っていく必要があります。これまでの取り組みを振り返り、すべての大人が子供を見守り育てる社会の構築に向け、県民総ぐるみで再発防止の取り組みを推進してまいりたいと考えております。

○赤嶺昇委員長 教育長の説明は終わりました。

これより、女子中学生集団暴行事件について質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 昨日、校長等が集まって、学校、家庭、地域社会の取り組みの強化という表現があったのですが、もちろん一概に原因というのは一つではないと思うのですが、具体的にもう少し、どのような取り組みをされていくのか、そういうことについてはどういってお話し合いをされたのでしょうか。

○金武正八郎教育長 昨日、沖縄本島内の教育事務所長、それから小学校、中

学校の校長、当該市町村教育長、また教育庁の指導4課の課長も交えまして今後の対策等について検討を行いました。事件の概要を説明し、質疑をして、これからどうするかという形で意見交換を行いました。その中でまず第一は、やはり学校の児童生徒の所在をしっかりと、どういう状況にあるかということをもう一度確認する必要があるのではないかとということが強くありました。そのほかにも、今回の事件については、やはりどの学校、どの教育委員会においても起こり得る問題であると私たちはとらえて、そういう事件、事故に子供たちが巻き込まれないようにするためには、父母、地域、学校はどうすべきかということ、これまで取り組んでいることについてもう少し明確に各関係機関が取り組むものについて明示をして、それを全県的に広げていこうではないかという形で、きのう話し合いをしました。具体的な中身につきましては、各課持ち帰りまして、後日もう一度すり合わせをして、日を改めて各学校に通知するなり、全県的にアピールするなりやってみりたいという形できのうの話は終わっております。

○比嘉京子委員 家庭や地域の問題はおいておくにしても、今、教育の現場において、例えば学校教育の中で取り組むことができる早急な手段として、どうということをお考えでしょうか。

○金武正八郎教育長 まず、学校が緊急に取り組むべきことは、学校にはいろいろな子供たちがおります。その子供たちの今現在の状況をしっかりと把握する一例えば不登校については、不登校の生徒は今どういう状況にあるのか、そして、学校を欠席しがちな子供については、今どういう状況にあるのか、それからいろいろな課題を抱える子供たちについては今どういう手だてが必要なのか、どういう状況におかれているのかをしっかりと把握することがまず今大事なことではないかということできのうは話し合いをしております。それについて、各教育事務所、それから各指導4課、そして教育委員会等でもう一回、具体的にどういう形でやっていくかということを検討して、そして上げてくるという形をきのう確認をしております。

○比嘉京子委員 不登校気味であったということが、今回、被害者がたまたまそういう状況であったけれども、別に不登校でない子供でなくても被害者になる可能性は十分にあることなのです。ですから、そういう状況把握だけではなくて、生徒一人一人の把握を強化するということはもちろんのことだと思っておりますけれども、根本的な教育の中でどうやってそういうことをやるのかとい

うと、私はやっぱり人権教育の徹底しかないだろうと思うのですよ。一人一人の行動を把握するという事はできるものではないわけですよ。そうすると、教育現場に何ができるのかといったときに、まさにもう、いろいろ頑張っていますけれども、そういうことに対する意識が余りにもないこの実態ということに、教育として私は非常に反省が必要ではないかなと。これがいじめの問題でも根っこは一緒なんです。だれしも、人の人権を侵害してはならないという、そういう意識が非常に弱い、希薄。そういうことが根底に、基本的に一これはたまたまそういう事件なのですが、いじめの問題にしても、暴行する問題にしても、そういうことの欠落ということに大きくかじを切っていかなければ、根絶といいますか、根底から物事が変わらないと思って、私は以前にもそういう提案をしたことがあるのですけれども、そういうことで根本的な根絶に向けて、全県を挙げて徹底していくような具体的なプログラム、そういうことを提案したいのですけれども、どうですか。

○**金武正八郎教育長** 確かに比嘉委員がおっしゃられたように、私たちは学校の中では、やはり人権教育の重視ということで、自分と他人の人格を尊重して、共生の心をはぐくむことを目指して、人権教育に今取り組んでいるところであります。やっぱり一人一人の人権を尊重するという事は当然のことです。学校の中で人権教育を充実させるとともに、もう一つは、やはり私たちの地域や大人、学校が、子供たちが今危険な環境の中にとっているのですか、そういう社会的な危ない状況の中に置かれていると。例えば携帯のサイトとか、それから家出とか。そういう子供たちを皆で守っていくという体制をつくることも大事だと思っています。そのためにどうすべきかということも皆で議論をして、それをつくっていくことは大事だと思っていますので、比嘉委員の提案については受けとめて、ぜひ検討して、提案をしていきたいと思っています。

○**赤嶺昇委員長** ほかに質疑はありますか。

渡嘉敷喜代子委員。

○**渡嘉敷喜代子委員** 少年野球の子供たちが、そこでやっていた時間帯というのは何ときかわかりますか。

○**金武正八郎教育長** 私たちは県警察本部の発表の範囲でしか把握はしておりませんが、平成22年7月11日午前7時30分から午前10時13分ごろの間ということで報告を受けております。

○渡嘉敷喜代子委員 少年野球の子供たちが、そのグラウンドで日曜日に野球をするわけですが、そこで始まった時間帯というのはわかりませんか。

○金武正八郎教育長 それについては把握はしておりません。

○渡嘉敷喜代子委員 子供たちは早朝にグラウンドで、保護者がついているのでしょけれども、野球をやっているわけですよ。その子たちにも危険性が及ぶということもあるわけですよ。そのあたりでどういう時間帯だったのか、そういう子供たちが野球をしている横で、こういう事件が起きたということは本当におぞましい、何て言っているのか。このようなことが本当にあっているのだろうかということで言葉が出ないような状況なのです。そして、7月11日午前7時30分から午前10時15分ごろの間に事件が起きて、その後、7月13日に親御さんから自殺をしたという報告を中学校は受けているわけですよ。その期間、学校でこの子に対してどういう対応の仕方があったのか。せめて、自殺に追い込んではいけないぐらいの対応ができなかったのかなという思いもしてならないのです。そのあたりは御存じですか、学校がどう対応してきたのか。

○金武正八郎教育長 学校が把握したのは7月13日の朝、女生徒の母親から子供が自殺をしたということで連絡を受けております。そのときには、遺書なども残されていない状態で、理由も不明ということで、前日の暴行があったということは把握していないわけです。その後、学校は県警察本部の発表の時点で事件を把握して、その事件にかかわって自殺したまでの学校の中での取り組みというものは、それに関しては特にやっていないというよりも、日常の指導、かかわりの中ではやっていたけれども、そういう事件が起きてどうケアしたかということについて、学校はやっておりません。

○渡嘉敷喜代子委員 では、県警察本部にお尋ねします。7月11日にこの事件が起きて、この子供が強姦されたということは明らかですよ。その子供はどこへ連れていかれたのですか。

○幸喜一史県警察本部刑事部捜査第一課次席 まず、7月11日の朝は、集団でお酒を飲んでいるというような通報が警察にありまして、警察では、当該少女については飲酒で補導、別の少年1名を泥酔状態ということで保護しておりまして、それぞれ保護者に引き渡しております。その時点では、この事件がある

という状況は把握できておりません。事件があったというのは、被害者が亡くなった後に御家族から相談があって、こういう被害を受けているようだということで捜査を進めて被疑者を検挙していったという状況になります。学校側も、そういう状況は把握できていなかったと思われまます。

○**渡嘉敷喜代子委員** 公衆トイレに連れ込まれて、その加害者は逃げているわけですよ。そこにだれもいなかったわけですよ。そして、その少女だけがその場所にいたのですか。

○**幸喜一史県警察本部刑事部捜査第一課次席** はい、そのように考えて結構です。被害者の少女と別の少年1名が現場に残っていたということで、いわゆる訴え自体は、こういう被害を受けているというような訴えではないのです。飲酒の訴えで現場に臨場しているということです。

○**渡嘉敷喜代子委員** その現場の状態がどうだったかということは、この場所では皆さんは言えない状況にあるかと思えますけれども、恐らく尋常な状況ではなかったと思うのですよ。その時点で、この子がどういう状況であったのか。どういう目に遭ったのかということは、やっぱり県警察本部として、そのことを即刻親御さんに知らせるなり、そういうことがやはり欠けていたのではないかなという思いがするのですけれども、ただの飲酒だったということで片づけてしまったことに、このような大きな—自殺にまで追い込んだという状況になるわけですよ。そのあたりは皆さんはその後、このことについて県警察本部の中でどういう話し合いをなされましたか。

○**幸喜一史県警察本部刑事部捜査第一課次席** 休憩をお願いします。

○**赤嶺昇委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、県警察本部から事件を確認できる現場の状況ではなかったとの説明があった。)

○**赤嶺昇委員長** 再開いたします。
渡嘉敷喜代子委員。

○**渡嘉敷喜代子委員** これまではそうだったわけですよ。この事件を受けて、

県警察本部としては、ではこういうところの反省が足りなかったというような、県警察本部内部でのそういう話し合いというのはやりましたか。

○**幸喜一史**県警察本部刑事部捜査第一課次席 県警察本部としては、被害者が亡くなって話が聞けない中を、御家族からそういう被害を受けているようだと言われ、相談を受けて、関係者がたくさんいる中で細かく捜査をしていってやったので適切に捜査を進めていたと考えております。

○**渡嘉敷喜代子**委員 こういう事件が起きてから、では今後どうしましょうかということでは本当に遅いことではあるのだけれども、今後、こういうことが二度とないように県警察本部のほうとしてもしっかりとそのことを踏まえて、今後の捜査とかに当たってほしいなという要望にしておきたいと思います。

それから教育長にもう一度お尋ねしますが、自殺する前に、このような状況にあったということも学校は全く把握していなかったと。そして親御さんから報告もなかったということでしょうか。

○**金武正八郎**教育長 7月13日の朝、お母さんのほうから亡くなったという報告を受けたのが私たちの第一報です。ですから、その間の事件とかそういうことについて、学校側は把握をしておりません。

○**渡嘉敷喜代子**委員 この運動公園というのは、管轄はどこですか。

○**幸喜一史**県警察本部刑事部捜査第一課次席 県警察本部としては、被害児童が絞込まれるというのは非常に配慮しないといけないと考えております。それで、発生現場などについても沖縄本島としておりますので御理解をいただきたいと思います。学校施設の運動場ということではありません。

○**渡嘉敷喜代子**委員 公的な施設ということになるわけですか。そのときに、毎度のことながらその場所で飲酒があるのか、そのあたりの管理の問題はどうなっているのかということなのですか、そのあたりはどうなのでしょう。

○**金武正八郎**教育長 教育委員会としては把握はしておりません。

○**渡嘉敷喜代子**委員 公設の運動公園になるわけでしょうけれども、そのあた

りの管理面とかそういうこともしっかりとやっていかなければいけないのではないかと思うのですが、教育長としてはどうなのですか。これが単なる無職の少年だったということで新聞にも載っているのに、未成年であれば声をかけたのだけれども、もう大人だから、私服だったから声もかけなかったというようなことが出ていますよ。そういうことで、管理上そういうことがないように、しっかりと公の施設の管理面がどうなっているのか、今後やっぱり反省しなければいけない大きな問題だと思うのですが、教育長としてそのあたりはどうお考えですか。

○**金武正八郎教育長** 県教育委員会は、地域と社会、父母との連携をとって、毎月第3金曜日は少年を守る日ということで夜間補導の日を設定して、地域の夜間補導をやっております。その夜間補導のパトロールをしている皆さんと、該当する子供たちが集まる場所については、情報を交換しながらそういうところもしっかり回って、二度とこういうことが起こらないように、また飲酒、喫煙等が起こらないように、そういう面で子供たちを見守っていきたいなと思っております。

○**渡嘉敷喜代子委員** パトロールというのは、時間帯はある程度決まっているのですよ。それ以後、青少年が集まってたむろして、またそういう行為になるわけですよ。ですから、この時間帯でも7時30分から10時15分までの間ですから、パトロールにかからないわけですよ。ですから、その管理体制がどうだったのか、これから管理体制をどうしていくのか、そのあたりもしっかりと一管轄がどこなのかわかりませんが、恐らく糸満市でしょう。そのあたりとの教育委員会としての連携をとるなり、そういうこともしっかりとこれからやっていかなければいけないことだと思うのですが、どのようになさいますか。

○**金武正八郎教育長** このことはすべての市町村に該当することですので、すべてのそういうところと連携をとって、少年たちが集まるような場所はしっかりと管理をするようなことについてはお互いに協議をしながら、子供たちをしっかりと守るような環境を整えていくように努力をしてまいりたいと思っております。

○**赤嶺昇委員長** ほかに質疑はありませんか。
西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 県警察本部のほうにお尋ねしたいのですけれども、当日、被害者の少女を保護されたとおっしゃいました。保護してどのようなことをされたのか、説明をお願いします。

○平良英喜県警察本部生活安全部少年課長 当日、泥酔状態で保護いたしました。保護者—お母さんのほうなのですけれども、連絡をしまして糸満警察署で引き継いでおります。

○西銘純恵委員 お母さんとのいろいろなやりとりがあったと思うのですが、そのときに中学生だということがわかったのか。そして、わかった時点で泥酔しているというのがこの少女の身体的な問題。危険がないのかどうかも含めて医者等への措置とか、そこら辺も丁寧にこの母親とやったのかどうか。

○平良英喜県警察本部生活安全部少年課長 補導時においては、もちろん泥酔状態にありました。これについては、本人は受け答えもできる、名前も答える、そういう状況でお母さんに引き渡して、病院とか云々には連れていっておりません。

○西銘純恵委員 やっぱり県警察本部が、公園で集団飲酒をしているのが未成年者だったというところで、ある意味では厳しくといたしますか、対応していなかったのではないかと感じるのですよ。公園で集団飲酒をしているということについて、県警察本部としては日常的にどのようなことをやっているのでしょうか。

○平良英喜県警察本部生活安全部少年課長 公園等のたまり場につきましては、通常はパトロールによる警ら、それをやっております。今回のように、こういった事件が発生したその後においては、所轄署においてはそのパトロールによる警らを重点的にしていると。もちろんその時間帯も含めてです。甘い処置だったと言われておりますけれども、これについては保護しまして、こういった集団で飲酒をしている。では、この子に酒を飲ませたのはどういった人間なのかということで、その日は保護者に返しておりますけれども、非行助長、酒を飲ませたということで、翌日からはその取り巻き関係の一緒に飲んだ子供たちの捜査をしております。

○西銘純恵委員 そういう捜査をされるときには、一番の当事者が先になるか

と思うのですよ。取り巻きの子たちから始まったということをおっしゃったのですが。事件の日から二日たっていますよ。翌日にこの子に会って何らかのことをやっていないわけですよ。そこら辺についてどうしてなのか。一番の被害者はどうされたのかと。連れてこられたのか、どうなのかということも含めて、被害者を先にやらなかったのはなぜでしょうか。

○平良英喜県警察本部生活安全部少年課長 保護した後に返しておりますけれども、翌日は本人から事情聴取はしておりません。飲んだ皆さんの呼び出しをして事情聴取をしております。

○西銘純恵委員 今、一日の日数の違いがこの子を死に追い詰めたというところとの関係でとても残念だなというところがありまして、やっぱり本人聴取というのを先にやれば、何らかの手を差し伸べるところがあるというような、そういうところの話をできる相手がいればまた違ったのかなということがありまして。今、県警察本部の聴取のあり方というのが、被害を受けたというその被害者本人を一番先にやるべきではないかというところで指摘をしておきたいと思います。それと、先ほどの公園の飲酒については、通常はパトロールをされていると。その現場というのは、日常的に飲酒、たむろをしているところだったのでしょか。

○平良英喜県警察本部生活安全部少年課長 その場所自体はありませんでした。ただ、周辺においては、もちろんそういった子供たちがたむろする場所ではないのだけれども、よくアベックの皆さんが車で来る、そこで集団飲酒という事案はこれまでありませんでした。

○西銘純恵委員 集団飲酒というのが、やっぱり集団心理というのがいろいろなことにつながるということは、皆さんいろいろな事件を経験して一番つかんでいらっしゃると思うのですよ。ですからそういう集団飲酒、後でお尋ねするのですが、行政が管理している公園等、そういうところについての集団飲酒については許可を得て何らかの自治会の皆さんがたまに観月会をすとかそういうものとは全く違いますから、やっぱりなくしていくというのが大事だと思います。それと、無職少年と有職1人というような報道もあるのですけれども、加害者の子供たちの、学校での生育歴や家庭環境についてはどのように把握していますか。いわゆる一般的な普通の家庭の子だったのでしょか。

○平良英喜県警察本部生活安全部少年課長 この少年たちについては、そういった家族関係、それから学校でのこれまでの状況については、現在、捜査中があります。

○西銘純恵委員 捜査中ということは、全く普通の子だったのかどうかについても答えられないということでしょうか。

○平良英喜県警察本部生活安全部少年課長 現時点では、捜査中でありますので控えさせていただきたいと思います。

○西銘純恵委員 捜査の中で、その少女を顔見知りで、日常的に交遊があった関係なのかということについても大事だと思うのですよ。普段、一緒に遊んだり、そういう関係にあるということと全く関係はないけれども、被害に遭ったということとは状況が全く違ってくると思うのですよ。それについてお尋ねいたします。

○幸喜一史県警察本部刑事部捜査第一課次席 今回の被疑者と被害者については、その日初めて会っています。顔見知りではありません。

○西銘純恵委員 中学生が全く知らない人たちの集団の中に入れられて、大量に、一気に酒を飲んだら死に至るというのもありますよ。泥酔をしていたという状況から、そのようなことも危惧されるような状況もあったのかなと思うぐらいのやり方だったと思うのですよ。ですから、この加害少年たちが、ある意味ではこの子が被害を受けたけれども、だれでもよかった。だれでも被害者になり得るという状況にあったのではないか。そして、そのようなことが集団飲酒の中でほかにもあるのではないかということも含めて、そういう暴行事件などがあるのではないかというのが推測されてくるのですよ。そこら辺について、県警察本部はどのように考えていらっしゃいますか。

○幸喜一史県警察本部刑事部捜査第一課次席 あるなしを含めて回答できない。当然、県警察本部としては、いろいろなことを想定しながら捜査を進めていますということです。

○西銘純恵委員 いずれにしても、集団飲酒というものが日常的にあっちこちであるという沖縄県内の状況は特殊ではないかということも含めて、教育を

含めて先ほども質疑がありましたけれども、もとには人権教育というのが、この間の教育の現場で自己責任とか競争があつて、なかなか一人一人が大事にされる、人も大事にする、自分も大事にされるというような、そういう自己肯定感がないようなところに未成年のこの子供たちが置かれていると。仕事についていてもそうだし、無職少年がいたというのも私は大事だと思っているのですよ。このように、生育歴は聞いていませんので、調査中といいますけれども、学校を卒業した子がすぐに仕事につけないというのが一番の、ある意味では希望が持てないというか、そういうところも出てくるのではないかと思いますので、そこも私は教育長にお尋ねするのですけれども、根本的に手を入れていくということも含めてやるべきではないかと思いますが、どうでしょうか。

○金武正八郎教育長 今回の事件は、やはり何といつても、どんなことがあつても、このような人権を踏みにじる行為は絶対許せないものであるということをおぼろげに考えております。ですから、それについてやっぱりほかの学校においても、ほかの地域においてもこういうことは起こり得るのではないかなと思つております。そういう状況にあるとも考えておりますので、やはりそういうことが起こらないように、子供たちをしっかりと受け入れて守ってあげるためにはどうすればいいかということをおぼろげに、もう一度私たちは、親と、地域と、そして学校と、しっかりと取り組みをやっていきたいと思つております。

○赤嶺昇委員長 他に質疑はありませんか。
翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 正直なところ、この事件が起きて私たちも大変ショックを受けておりますけれども。もう一つは、この被害者の子供が自殺したということが社会的にも大変大きな認識でして、大変憂慮をいたしております。そこで事件の中身については、今、捜査中ということですからなかなか立ち入ることはできませんけれども、新聞記事の内容の範囲内で聞かせてもらいますが、県警察本部が被害者の子供を補導した段階で、初動捜査の段階でもしかしたらそういうことがあるやもしれないという、そういう対応の仕方があれば、私はこの子供がそこまで追いやられることは、もしかしたらなかったのではないのかなと。これは事件ですから、私たちがそうであるとは言い切れませんが、そういう事件が発生しているであろうということは補導した段階では想定外のことでしたのでしょうか。

○平良英喜県警察本部生活安全部少年課長 飲酒で補導した時点において、そういった被害に遭っている云々は、保護した警察官、あるいは被害者の状況、もう一人の男の状況等からそういった被害に遭っているというのは感じられなかったと考えております。

○翁長政俊委員 捜査の専門家の皆さん方が、現場の現状も含めてこの被害者の子供を見た段階でそういう事件が想定できなかったということであれば、これはなかなかこれ以上のことは言いにくいのですけれども。ただ、初動捜査の段階で、こういうこともあり得るのではないかという一つの疑いを持って接しておけば、私はもう少し事前に何らかの手が打てたのではないのかなという、私どもは素人ですからそういうことを考えながらこの事件を見ているのですけれども。いずれにしろ、こういった事件が起きてしまう段階で、やはり捜査の皆さん方が、ある意味では細部にわたってそういうことがあり得るかも知れないという一つの疑いを持って、この初動捜査に入っていくということが、私は重要だろうと思っているのですよ。ここの部分はぜひ今後とも、こういう事件が二度と起こってほしくないのですけれども、そういう環境の中での事件があるかもしれないのですよ。そこはひとつ見落とすことなくやっていただきたいと思っております。これ以上のことはなかなか質疑ができないのですけれども、学校現場についても、7月11日に事件が起きて7月13日に第一報が来るまで知らなかったということになると、この間、この被害者の子供は学校に来ていたのですか。

○上原敏彦義務教育課長 翌日の月曜日は、保護者からは休みますという連絡は学校にあったようでございます。

○翁長政俊委員 親も知らなかったということですか、この7月13日までは。親はどんな形で知ったのかな。亡くなって、だれか周囲の人がこういう話をしたのか、付き添っていた女の子がこういう証言をしたのか、この子自体からそういう告白があったのか、ここの部分はわかりませんか。

○金武正八郎教育長 7月11日は日曜日として、教育委員会、学校が把握したのが7月12日の月曜日で、母親から休むと。7月13日の朝に、女生徒の母親から本人が亡くなったということで、遺書は残されていなくて不明だということで、それだけの情報しか私たちのほうは把握をしておりません。

○翁長政俊委員 委員の中からは、この女の子から告白したという声があるのですけれども、何で委員は知っているのですか。教育委員会は知らなくて、何で委員の皆さんが知っているの。

○金武正八郎教育長 学校からの報告と、きのうの話し合いの中でも、把握したのは母親からそういう連絡があったと。学校もそういう形で大変ショックを受けて、それについて友達とかそういうケアはやっているということで、これ以上の情報については学校も把握はしておりません。

○翁長政俊委員 これは県警察本部ならわかるのかな。乱暴されたということを知親が知るまでの、知った情報をどこから手に入れたのかな。本人なの、それとも付き添っていた女の子からこういう情報があったの。

○金武正八郎教育長 学校と私たちの把握は、とにかく7月13日の朝に本人が亡くなったということだけで、こういう亡くなり方をしたということで、命を失ったということで私たちはもう本当に大変ショックを受けていて、それ以外のことについては、私たちのほうとしては把握をしておりません。

○翁長政俊委員 これは難しい。被害者の人権の問題もあるし、家族の心境も考えると、なかなか私どもが立ち入って、ああだった、こうだったというのも言いにくくて。ただ、先ほど、県警察本部とやりとりした中で、いわゆる初動捜査の問題や疑いを持って見るという1つと。もう一つは、この子が自殺に走るまでの間、一、二日あるわけですよ。その間、そういうことがあったということであれば、事前にわかっているのであれば、本人だけが悩まずに、だれかがケアできたのではないのかと。このケアの部分に手が入らなかったということが残念なわけですよ。この両方で、どうにかこういった事件を、亡くなるという事件を未然に防げたのではないのかと。また、暴行されたという事件はこれはまた別物でして、これと相関関係にあるのですけれども、いわゆる暴行されたという捜査上の問題と彼女の心のケアという問題と両方をはらんでいるものですから。そこを何らかの形で手を入れることができなかつたのかという、実はじくじたる思いを私どもでさえ新聞を見ながら思っているところですから。そこの部分はぜひ、こういった事件が二度と起こらないように、さらにはそういう類する事件が起きたときには、被害者の心の中まで入っていけるようなケア体制というものが需要だろろうと思いますので、ぜひ今後これを生かしていただいて、二度とこういう事件が起きないようにしてやっていただきたい

と思っています。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 中学生の深夜徘徊と飲酒等の補導について、どれぐらいの実績があるのか、その傾向等があればお願いします。

○平良英喜警察本部生活安全部少年課長 深夜徘徊、飲酒、喫煙、退学等の不良行為で補導された総数を見てもみますと、一番ピークは平成20年です。4万773人。昨年が3万4000人。飲酒をずっと過去から見てもみますと、平成12年が3299人、平成13年が3694人、平成14年が4396人、平成15年が4847人、平成16年が4836人、平成17年が4111人、平成18年が4065人、平成19年が3284人、平成20年が1775人、平成21年が1246人ということで、この推移を見てもみますと、平成15年をピークに飲酒につきましては年々減少傾向にあると。ただ、ことしは昨年同期と比べますと増加傾向にあります。

○仲村未央委員 今、数字から歴然としていたのですが、平成15年をピークに3000件、4000件あったものが、一気に1000件台ぐらいにまで落ちましたが、それはどういったことがあって中学生の飲酒が減ったのでしょうか。

○平良英喜警察本部生活安全部少年課長 その1つとして、県警察本部におきましては、各小学校、中学校におきまして酒を含めたたばこの問題、薬物の問題を含めて非行防止教室をやってきた、地域社会で酒を売らない気運が高まってきた、各市町村において飲酒防止の決議をしていただいた、そういった地域ぐるみの取り組み、学校の取り組み等々で飲酒については減少してきたと考えております。

○仲村未央委員 大人の側の変化もあったのかなという感じはしますけれども、深夜徘徊ですけれども、必ず事件の入り口になってしまうということが深刻かと思うのです。それで、この事件の我々が新聞で知る情報を見る限りでも、7月11日の未明に電話で呼び合って集まったということで、早朝に事件が起きているわけですが、こういった中学生が深夜0時を過ぎても出歩いているというこの状況というのは、実際の補導の実態からして、不登校がちな子供たちに見られるのか、あるいは塾の帰りとか、そのまま普通の生活をしながらも、こ

ういった子たちは特に不登校ではなくても、こういったことは幾らでもあるのだということなのか、印象も含めてぜひ教えていただけますか。

○平良英喜県警察本部生活安全部少年課長 深夜徘徊で補導されるのは、高校生が一番多いのですよ。全国と比較しても沖縄県は高校生が多い。それから中学生となりますけれども。高校生については、大人ぶってそういった外出をしている部分も見られます。だから、それがどういった状況かといいますと、家庭的な問題がないのもそういった子供たちも深夜徘徊をしていると。やはり、沖縄の夜型社会とかそういったものが大いに影響しているのではないかと考えております。

○仲村未央委員 それから、これは捜査中ということなのでしょうけれども、かかわった少年グループを見ますと、17歳から19歳、高等学校に行っているのかどうかはわかりませんが、比較的広い年齢で14歳のところまで呼び出し合っているということなのですが、こういった飲酒をする集団ですけれども、同級生で飲むというよりは、先輩とつながって、何となく一緒になって飲んでいるというのがよく集団の中ではあるのでしょうか。18歳とか、19歳とか年齢が高目の者から呼ばれて、いつの間にか交わっているうちにそういう世界に引き込まれていくというようなことが集団では往々にあるのでしょうか。

○平良英喜県警察本部生活安全部少年課長 これまでは、やはりそういった学校同士の同窓会とか、あるいはだれかの誕生日、あるいはだれか島から出てきたのでとか、何か理由があって集団で飲酒をしていたのです。ところが、最近の集団飲酒の現状を見てみますと、メールでそういった友達になる、酒を飲まないかということで年齢層のある人と飲む、ただ先輩に呼ばれたから飲んだ、何となく飲んだというような、子供が理由があって飲むというのはないのですけれども、ただ何となく飲んだ。呼ばれて飲んだというような傾向があります。

○仲村未央委員 携帯電話とか、そういうツールもどんどん広がって、知り合う機会とか、範囲とかもすごく広がっているのかなというのがこの事件からも感じられるところなのですけれども。それと、もう一つ県警察本部にお尋ねしたいのは、補導をした場合に、朝、保護者に引き渡したということで、保護者の責任の中でそういう対応をとということだったと思うのですが、こういう場合、学校とか、その子が通うところ一関係機関ということでは、学校は通報とか連絡の対象にはならないのですか。

○平良英喜県警察本部生活安全部少年課長 基本的には保護者への連絡です。酒、たばこで補導した場合は、すぐ保護者のほうに連絡をしております。学校のほうには連絡サポート制度というのがありまして、学校の生徒指導の先生が来られて確認をすとかです。県警察本部側からは、積極的に補導をした状況についての情報提供というのはいりません。

○仲村未央委員 これは、その子の人権にかかわることだという認識で、通報はあえて学校にはしないということなのか。それとも何かほかに理由があるのか、どういうことなのでしょう。

○平良英喜県警察本部生活安全部少年課長 補導した時点では、やっぱり両親がしっかりと見てもらいたい。これは学校での補導ではないわけですから。外での補導ですから。やっぱり第一義的には、保護者がしっかりと自分の子供を指導してもらおう。後日、そういった深夜徘徊、飲酒で補導されたという状況は学校側には知らせる場合もあるし、学校側から来て調査をして判明する場合があります。

○仲村未央委員 今の件を含めて、教育委員会のほうに聞きたいのですが、やっぱり土曜日、日曜日とか深夜に至るとなかなか学校側が行動を全部把握できない。ましてや補導されても、それは直通で何かホットラインですぐ情報があるというわけではないということになるとどう指導していくのかというのは非常に難しいだろうと思うのですが、ここら辺はどういう課題を感じていらっしゃるのですか。今回のケースも含めてですが、もっとたくさんあると思うのですけれども。

○金武正八郎教育長 課題はさまざまあると思います。子供たち自身で、自分自身の命をしっかりと守るということを育成することと、それからやはり親や地域の人たちが、そういうことは見逃さずにしっかりと注意をしてやるということとか。それからもう一つは、家庭の中で親が帰宅時間をしっかりと確認して、在宅しているかどうか確認をするということと、飲酒の面でも、今、コンビニエンスストアでは児童生徒に対して売るといことはほとんどやりません。ほとんど大人を介したりでしか入手できませんので、それまで飲む場所も昔は人に隠れて暗いところでしたが、今は明るいところではできませんが、外よりも部屋の中でやるという形がありますので、やっぱり自分たちの家の中でそうい

うことがあれば親は注意をして、きちんと警察に届け出るというような、そういうことをしっかりとやっていただく、そういうのは最近はよく地域からも、家庭からも訴えて、そういう指導体制を整えております。それから、県警察本部との連携につきましては、県警察本部と教育委員会との連携は今から何年か前に結ばれまして情報を共有するようになっております。特に、地域にはいろいろな教職員の生徒指導の会がありまして、県警察本部とその会が月に1回集まりまして、その学校の子供たちの飲酒、喫煙、無免許運転などのいろいろな情報を共有しあって、学校はそれを持ち帰ってまた子供たちの指導に生かしていくと。二重罰はすることなく、子供たちへそういうことの再発防止をするための指導に生かしております。いろいろな形で連携をしておりますけれども、課題としては、やはり僕たちは子供の在宅をしっかりと確認して、子供たちが住みやすい家庭であるということと、それからもう一つは学校が子供たちの居場所になるような取り組み、職員と生徒との信頼関係づくり、そして子供同士の望ましい人間関係づくりをつくっていくこと、これが一番大きな課題だと僕は思っております。

○仲村未央委員 どんなに情報を伏せても、やっぱり周辺は、身近な同じ学校等々は気づくこともあると思うのです。周りへの専門家を入れたケアとか、携帯電話の指導も含めてだと思っておりますけれども、今回の対応として、具体的に周りの動揺しているいろいろな友人たちもいるでしょうし、こういった対応はもうされていますか。

○金武正八郎教育長 ことし4月に入りまして、県警察本部との連携の中で、去年は46件で、ことしは2倍以上の97件になって、私たちは大変危機感を持って6月11日に各学校、それから父母等にやりまして、そういうことをあらゆる機会、あらゆる場所を通してこれまでずっと指導してきました。例えば、生徒の皆さんには、飲酒、喫煙はあなたの希望ある将来を台なしにする可能性があるからと。だから法律で禁止されているから、成長期の体に悪影響を及ぼすから、成長期の脳細胞を壊してしまうから、急性アルコール中毒になりやすいから、行動抑制が効かず事故や犯罪につながるから、アルコール依存症になりやすいからと。飲酒、喫煙はゲートウェイドラッグと呼ばれ、確かに薬物乱用につながるおそれがありますからやめまじょうと、こういうキャンペーンを学校でやっています。そして親たちには、ぜひ子供たちの未来を守るために大人が守る5つの約束ということで、私はこれが一番大事だと思っています。例えば、毅然とした態度で未成年の飲酒はノー、とにかく子供たちが酒を飲むことにつ

いては絶対にだめだという姿勢を貫くということです。少し寛容な部分が見られます。それから、なぜいけないのかということをしかりと説明する。決まりだからではなく、大切な体と心、将来を守るためだということを読得することとか。それからもう一つ大事なことは、やっぱり地域の目でしかり見ると。最近、アパートなど室内での集団飲酒の傾向がありますので、気づいたら警察へやるとか、そういう取り決めをPTA会とか、全校集会とか、各ホームルームでもこれまでし続けてきております。

○仲村未央委員 聞いたかったのは、今回の事後の対応として、周辺も含めて恐らく気づいている同級生もいるかもしれません。そういう意味での対応、ケアというのは、学校ではどうとっているのですかということを知りたいなのですけれども。

○金武正八郎教育長 7月13日に亡くなったということを受けまして、学校ではカウンセラーを入れての友人関係のサポート、それから全校集会での経過報告、PTAを集めての説明等をしかりやっけて対応しております。しかし、今回の女生徒が亡くなった悲しみがあつた中で、さらにそういう事件が加わつたということで、私は今ショックを受けているところで、学校もそういう事実関係は把握をしておりますので、学校としてもどういふ対応をすべきかということについては、今、大変戸惑っているところだと思つています。

○仲村未央委員 恐らく生徒だけではなくて、先生のケアも含めて対応しなければいけないと思つますので、本当に言葉もないのですけれども、以上です。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
上原章委員。

○上原章委員 非常に残念な事件ということで、私も娘が2人いるので人ごとではないのですけれども。先ほど県警察本部のほうで、この公園でこれまでは飲酒等の事例はなかつたという話でしたけれども、私はこういった事件というのは、本当に予防というか、防止できなかつたのかなと思つたのですけれども、事件が起きた現場というのは、これまでにこういった通報とか、飲酒に限らずたむろしているという、そういったものは全くなかつたのでしょうか。

○平良英喜県警察本部生活安全部少年課長 その運動場野球場なのですから

も、あずまやが4カ所ぐらいありますけれども、そこで飲酒しているという110番はこれまでありませんでした。

○上原章委員 飲酒に特化した形ではなくて、那覇市内も結構、普通の住宅街にある公園もそうなのですから、そういう常習地域というか、未成年が明らかにたむろしているという地域が結構あるのですよ。そういったところは、地域の人たちが所轄にぜひ警らをしてくれとかいろいろあるのですけれども、私も直接受けたことがありますけれども、今回のところというのは、初めてたまたまそういうグループが来てやったのか、それともこれまで何回か未成年者が集まるような地域だったのか、この辺は把握していませんか。

○平良英喜県警察本部生活安全部少年課長 この運動場に限った話、もちろん運動場の周辺には離れたところに公園とかもあるわけです。その離れた公園とかには、そういった子供が深夜徘徊をしているとの訴えは何件かございました。その運動場に限っていいますと、これまではそういった110番とかはございません。

○上原章委員 今回は、朝5時ぐらいから酒を持ちこんで飲んでいるという事件が起きているわけですから、これまでこの辺の公園も含めて警らとか、パトロール等の頻度というのは対応というのはどうされていたのでしょうか。

○平良英喜県警察本部生活安全部少年課長 具体的に、何回ぐらいそこら辺を警らしたかというのは把握しておりませんが、そこら辺の補導した近くの公園は随時パトロールをしていたということです。

○上原章委員 具体的には、そこで子供たちを補導した経緯もある地域なのですか。

○平良英喜県警察本部生活安全部少年課長 その離れた公園では、ことは1件ございました。3月ごろです。

○上原章委員 このグループというか未成年者の傾向というのは、できそうなところには入り込んでやるとは思いますが、このグループ自体は、これまで飲酒とか深夜にたむろするようなグループだったのでしょうか。

○平良英喜県警察本部生活安全部少年課長 被疑少年等はグループではありませんけれども、これまでに飲酒、たむろしていたことは捜査中でありますので、その部分は答弁を控えさせていただきます。

○上原章委員 事件が発生して、これはもう本当に残念で取り返しがつかないわけですが、県警察本部はぜひこのような事件を二度と起こさせないための取り組みというの、今回の痛ましい事件を受けて強化していただきたいと私は思うのですけれども、これまでに県内でこういった公園等や空き家とか、いろいろ通報等があつて出動した件数というのはどのぐらいあるのか、またふえているのか、減っているのか、その辺の数字はありませんか。

○平良英喜県警察本部生活安全部少年課長 こういった公園等に限つての出動回数の数字的なものは、現在、把握しておりません。

○上原章委員 先ほども話したように、那覇市は本当に静かな住宅地なのですが、毎夜、毎夜、集まる公園もあるのですよ。その都度地域の方から相談があつて県警察本部につながるのですけれども、ぜひこの辺の常習的なところというのはパトロールや警らをしっかりとしたこの地域が安心するまで続けていただきたいと思うのですけれども、なかなか一般の方が県警察本部に電話しても事件性がないというところもあつて来ていただけないという声も結構あるのです。その辺はぜひ起こさせないという意味では、事件性がなかりうがそういった未成年者が集まっているという通報があつたら、これは大事に受けていただきたいかなと私は思っているのですけれども、その点はどうでしょうか。

○平良英喜県警察本部生活安全部少年課長 先ほど、飲酒がふえてきているという話をしたのですけれども、地域の目が強くなってきているのです。例えば、去年は飲酒の件での110番通報が31件しかなかったのです。ことしは60数件にふえているのです。それからすると、地域ももちろんそういった目を見て通報してくださるので、そういったことは大事にして、今後、やはり地域の要望もあるところは重点的に警らを検討していきたいと思ひます。

○上原章委員 本当に常習的なところをしっかりと強化をして一私は警察を見てどきっとするので、悪いことはしていないのですけれども、この制服姿とか、パトロールカーとかが来ると、いい意味で犯罪を起こさせないと

いう、逆に本当に住民、県民から見ると、警察官が複数でも警らしている、歩いている姿を見るだけでこの地域は非常に安心もあるし、非常に頼りにするわけですよ。ですから警察の使命というか、確かに事件を解決することは大事なことだと思いますけれども、本当に安心・安全をしっかりと地域に示す意味では、この警らとパトロールというのは多過ぎることはないと思います。ですから、ぜひこれは県警察本部の中で、しっかりと今回の事件を通してこれまで以上の取り組みをやるべきだと思います。これはぜひ要望しておきたいと思います。そして教育長、教育現場も子供たちを一生懸命守るために頑張っているというのは、私もいろいろな先生方と接してわかるのですが、今回、こういった事件というのが、今後どう学校現場の校長等とも相談するという話ですので、これを特別に、たまたまとかめったにないことが起きたとかそういう形ではなくて、本当に1人も被害者を出さないということを教育長が本当に信念を持って、ある意味では最重要だという思いで各学校、そして子供たちにまで、また親御さんや地域にしっかりと発信できないかなということを最後に教育長の思いを聞かせていただきたいと思いますけれども。

○金武正八郎教育長 上原委員がおっしゃったとおりだと思います。私も、初めは子供が自殺をしたということを受けて大変ショックでしたけれども、こういう事件に巻き込まれたということ自体もまた大変ショックを受けております。そういうことがないように、私たちは子供たちを守ることが大事ですので、今、県警察本部と連携をとってやっているように、子供たちがそういう環境にあるときには通報をして、大人同士で連携をとり合って支え合う、助け合っていくという体制をまずしっかりと整えていくということ、それがまず大事だと考えております。そしてもう一つは、今、那覇市を中心としてGO家（ゴーヤ）運動がございます。早く子供たちを帰らせる、決まった時間に帰るということをして、県民で一例えば午後10時以降は子供を連れて出歩かない。そして、子供たちが外に出ないというような連れて歩くこと自体に罪悪感を感じるというような雰囲気をつくるようなことも含めながら、今、各地域でやっているGO家運動、それからいろいろな連携をさらに強化して子供たちを守るために、こういう形に巻き込まれないように、ぜひ強力に取り組んでいきたいなど。それできのうの会議を踏まえて、新たにまた強化をするための方針を出していきたいなど思っております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲田弘毅委員。

○仲田弘毅委員 9月議会も始まりましたので、議会でも十分対応できるのではないのかという気持ちもありましたが、せっかくきょうこの委員会が開かれて、しかも県警察本部の皆さんも御足労いただいておりますので、あえて聞かせていただきますけれども。教育長、この事件が起こった地域性みたいなもの、例えば、学校関係、教育庁関係でありますとか。P T Aとか、あるいはP T AのO B会とか、そういったところの地域の巡回指導みたいなものはどういうふうな地域なのでしょう。

○金武正八郎教育長 県警察本部の報告によりますと、先ほども場所とかについては詳しいことは答弁できないというお話がありましたので、その中にも沖縄本島所在の公衆トイレとしか限定されておられませんので、そこについてはコメントを申し上げるとするのは大変難しい状況でございます。

○仲田弘毅委員 これはもう間違いなく新聞報道で出された情報以外には、深く突っ込んで答弁がいただけないということですから、これはもう捜査を待って後でお聞きする以外にないと思うのですけれども、ただ言えることは学校の先生方は自分たちの日課中のことはしっかり頑張っているが、この日課外のこと、これはもう本当にP T A活動の中でも半永久的な課題ですよ。これはどんなに先生方が頑張っても、学校から帰った後まで先生方は一人一人の子供たちの面倒を見れるかということ、これは大変厳しい状況なのです。ですから、あらゆる意見が出たように、基本的にはやっぱり親がしっかりと子供たちの面倒を見る。なぜ、被害を受ける子と受けない子ができるかということ、きちんと家庭で指導をしている子供たちは、そういった被害に遭う機会が極端に少ないわけですよ。親がそういった指導をしていない子供たち、だからそういった子供たちをどうやっていくかということが一番大きな課題だと思うのですけれども。成功事例で、嘉手納町でこの地域の中学生、高校生がたむろして酒を飲んでいる所を、ここの青年団が学校のP T A、あるいは警察関係の皆さんといろいろ情報交換をすることによってその先輩方が自分たちの地域で指導して回っているのですよ。こういった若干虞犯少年と言われる子供たちは、青年会のO Bが言うことはすぐ聞くのですよ。ですから、きょうは県警察本部の皆さんもいらっしゃいますので、ぜひ今後の一つの課題解決の秘策として、そういう話し合いを地域で持っただけでないかどうかです。まずはP T Aと親御さんとしっかりコミュニケーションをとって、親がしっかりとだめですということをはっきり言ってもらいたいということ。それから地域の青年団を

うまく活用できるような情報交換ができるようなシステムづくりもやってほしいなど考えています。これは提案ですけれども、意見を述べて終わります。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

以上で、女子中学生集団暴行事件についての質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

次に、参考人招致について議題といたします。

本委員会所管事務調査事項医療についてに係る浦添看護学校の県立としての存続について、沖縄県立浦添看護学校後援会会長を参考人として出席を求め、説明を聴取するかどうかについて、休憩中に御協議をお願いいたします。

意見の一致を見たときは、本件を議題に追加し、諮ることといたします。
休憩いたします。

(休憩中に、参考人招致について協議した結果、沖縄県立浦添看護学校後援会会長を参考人として出席を求め、浦添看護学校の県立としての存続について説明を聴取することで意見の一致を見た。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

沖縄県立浦添看護学校後援会会長を参考人として出席を求め、説明を聴取するかどうかについては、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました参考人招致の日時等の詳細な事項につきましては委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 赤 嶺 昇